

第1章 計画の基本的な考え方

第1 計画策定の背景と趣旨

我が国の総人口は、総務省統計局によると平成26年8月1日現在で約1億2,712万2千人となり、前年同月対比で21万3千人、0.17%の減少となっています。又、65歳以上の人口は約3,281万1千人となり、前年同月対比で109万4千人、3.45%の増加となり、高齢化率は25.8%になっている状況です。

国立社会保障・人口問題研究所の日本の将来推計人口によると、平成37年(2025年)の高齢化率は30.3%と推計されています。

本町においては、平成26年10月末現在の高齢化率が32.8%であるのに対し、平成25年3月の推計市区町村別将来推計人口によると、平成37年(2025年)では総人口が6,228人、65歳以上が2,441人、高齢化率は39.2%と推計されています。平成37年には絶対数の多い団塊の世代が75歳以上の後期高齢者となり、色々な支援を必要とする高齢者が増加することが考えられます。

この間、高齢化等に伴う要介護者の増加、それに伴う介護給付費の増加と介護保険料の高騰、介護サービス提供体制の充実を支える介護従事者の確保、認知症対策等、様々な課題が顕在化してきています。

こうした中、この度の介護保険制度の改正は、医療・介護・住まい・予防・生活支援サービスが身近な地域で包括的に確保される体制を構築すること、費用負担の公平化という柱を立て、ひとり一人が介護を自分自身の問題ととらえ、地域住民の協力により地域福祉の推進、福祉を通じた地域づくりを進めることが重要な課題とされています。

本町では、「安心して生き活きと暮らせる地域社会の実現」を基本理念とし、その実現を目指し、地域包括ケアシステムの推進に向け、健康づくりや介護予防の推進、生活支援サービス等総合的に実施してきました。しかし、家族構成や高齢者の生活様式の変化等に伴い、介護サービスの利用が増加し、それに伴って介護給付に要する費用も年々増大している状況です。

飯豊町地域福祉計画や地域包括ケア研究会でも示しているように、多様な担い手がそれぞれの特性を生かした役割分担の下に、自助(自分の責任で自分自身が行う)、共助(地域の中で住民同士が助け合う)、互助(身近な人間関係の中で助け合う)、公助(公的機関が行う)が適切に連携し、課題解決に向けて努力していくことが重要であります。

この度の計画策定に当たっては、前計画の基本理念を継承しながらも、新たな制度の下に平成37年(2025年)までの中長期的視野に立ちながら、高齢者保健福祉施策及び介護保険事業に基本的な考え方や目指すべき取り組み等の見直しを行うものです。

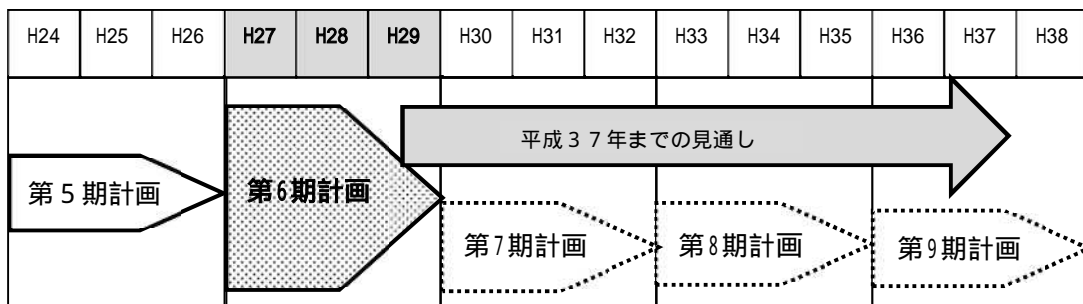
第2 法令等の根拠

飯豊町高齢者保健福祉計画及び第6期飯豊町介護保険事業計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づき3年1期として策定する市町村介護保険事業計画の二つの計画を、老人福祉法第20条の8第7項及び介護保険法第117条第6項の規定に基づき、一体的に策定するものです。

第3 計画期間

計画期間は、平成27年度から平成29年度までの3年間とします。

策定に当たっては、介護保険制度の改革に加え、団塊の世代が75歳以上となり、介護を必要とする高齢者が急速に増加すると予想される平成37年（2025年）までの間に、地域の実情に応じた地域包括システムを段階的に構築することが必要とされています。その目標達成のため、第6期計画において実施すべき内容を具体的に明らかにし、計画の円滑な実施のための策定が必要となります。



第4 計画策定体制

(1) 飯豊町介護保険運営協議会の開催

計画の策定にあたっては、学識経験者、社会福祉関係者、介護保険事業者、介護保険被保険者からなる飯豊町介護保険運営協議会において審議しました。

(2) アンケート調査の実施

本計画に被保険者の意見を反映するため、65歳以上の高齢者を対象に「日常生活圏域ニーズ調査」を実施しました。

第5 計画策定後の進行管理

計画の実施状況については、飯豊町介護保険運営協議会や飯豊町地域包括運営協議会などの場で、サービス必要量や供給量などの目標値と実績値を対比して、計画の達成状況を点検し、この結果を分析、評価する中で課題を明らかにしながら対策を行います。